

事務連絡  
平成22年2月17日

各国立高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
事務局長 大槻 秀明

平成22年度における保護者が負担する授業料について

今国会で審議される「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立しますと、平成22年度に保護者が負担する授業料は下記のとおりとなる予定ですのでお知らせします。なお、手続き等の詳細については、決定次第お知らせします。

記

1年生～3年生

	年 額	前 期	後 期	就学支援金額
一般世帯	115,800 円	57,900 円	57,900 円	118,800 円
低所得世帯 【年収250万～350万円未満程度】☆	56,400 円	28,200 円	28,200 円	178,200 円
低所得世帯 【年収250万円未満程度】☆	0 円	0 円	0 円	234,600 円
在籍36ヶ月を超える学生 (※)	234,600 円	117,300 円	117,300 円	0 円

☆年収250万円未満程度、350万円未満程度とは、あくまで目安であり、具体的には住民税所得割額を基準として検討されています。

※就学支援金は、在籍36ヶ月までの学生を対象としています。留年等で在籍が36ヶ月を超える場合は、対象となりません。

備考；学生が早い段階で退学した場合には、それ以後の就学支援金は支払われなくなりますが、学生に対する授業料債権そのものはなくなっておらず、学校は不足額について従前通り学生に請求することになります。

4年生～5年生及び専攻科生

年 額	前 期	後 期
234,600 円	117,300 円	117,300 円